明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務四九）　一四
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同五〇）　一四三
○出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令（同五一）　一五三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（同五二）　一五五
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（同五三）　一五六
○法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（同五四）　一五六

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の五号の特例を定める件等を廃止する件（法務六〇六）　一五七
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件、及び公職選挙法第九十三条の規定により国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（財務四〇五～四〇八）　一五八

省　令

○法務省令第四十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第一号中「若しくは雇用されている機関の職員、当該外国人が」を「、雇用されている機関若しくは」に改め、「教育を受けている機関」の下に「若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体」を加える。

第二十条第七項中「場合において」の下に「、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）への変更を許可するときは、法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し」を加える。

第四十四条第一項中「次項第一号の規定により」の下に「、技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）が指定されているときは、本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式により指定書を交付し、」を加え、同条第二項第一号中「上欄の在留資格（」の下に「技能実習の在留資格（別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）にあつては法務大臣が指定する本邦の公私の機関を、」を加え、「、法務大臣」を「法務大臣」に改める。

第六十四条第一項を次のように改める。

法務大臣が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定により告示をもつて定める機関（以下「外国機関」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　実習実施機関（本邦にある事業所において技能実習を実施する法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人）又は個人をいう。以下同じ。）と外国機関が業務上の提携を行つていることその他実習実施機関が外国機関から技能実習生を受け入れる合理的な理由があること。

二　外国機関が実習実施機関に技能実習生を派遣することについて、技能実習により修得される技能等の移転が外国機関の事業上有益であることその他合理的な理由があること。

第六十四条第二項中「外国人の研修」を「外国人の技能実習」に、「研修評価」を「技能実習評価」に改め、同条第三項第二号中「研修評価事業」を「技能実習評価事業」に改め、同項第三号中「当該研修の実施」を「外国機関から派遣される者が従事しようとする技能実習」に改め、同項第四号中「研